

きちんと知っていますか？ 「健康保険料」のこと

～健保組合はみなさまからの保険料で運営されています～

本誌2～3頁「けんぽ・とびっくす」では、健保組合全体の保険料率が年々上昇し、かなりの高水準に達していることをご報告しましたが、健保組合によって差があることも事実です。その点では、IBM健保組合の保険料率はまだかなり低い水準であり、健保組合の中では比較的良好な財政状況にあるといえます。また、保険料は被保険者の給与や賞与から控除されていますが、一方では被保険者一人ひとりについて、事業主（会社）にも負担していただいています。ここでは、保険料がどのように決まり、どんなことに使われるのか、改めてお知らせします。

毎年4・5・6月に支給される給与の平均額をもとに標準報酬月額を見直し、9月分保険料（10月給与から控除）が決定されます。これを「定時決定」といいます。

見直された標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月までの間使われることとなりますが、この間に昇給などで固定給の増減を伴う大幅な給与の変動があった場合、標準報酬月額が変更されることがあります（随時改定）。



年1回、保険料の見直しが行われます

$$\text{毎月の保険料額} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$

現在、IBM健保組合の「保険料率」は千分の80で、このうち被保険者のみなさまは千分の34・2を給与等から控除されていますが、残り千分の45・8は事業主（会社）の負担となっており、事業主のほうが多く負担しています。

上記式の「標準報酬月額」は、みなさまの報酬を50の等級区分にあてはめて決められます。これは、実際の給与の額は毎月同額ではないことが

毎月納める保険料の額は次のように決められます

随時改定

保険料の決定方法には「定時決定」のほかに、給与の額が大きく変わった場合などに見直すしくみがあります。これを「随時改定」といいます。この随時改定は、固定的賃金*とよばれる報酬（3ヵ月間の平均額）が、昇給等により等級区分で2等級以上変動があった場合に標準報酬月額が改定されます。

なお、就職したときなどは「資格取得時決定」として、初任給を基礎として標準報酬月額が決められます。

*基本給（月給、日給）、家族手当、通勤手当など、稼働実績や能率に関係なく一定額が継続して支給されるもの。

40歳以上の方は「介護保険料」も

40歳以上の被保険者の介護保険料は健保組合が徴収し、国へ納付する義務を負っています。健康保険料と同様に、標準報酬月額および標準賞与額にIBM健保組合の介護保険料率10/1000（会社と折半負担）を乗じた額を納めます。

多く、1円単位まで支給されており、これをそのまま保険料に反映させると煩雑な事務作業となるため、保険料を算出しやすいように月給を標準報酬月額の一定の幅で区分しています。

例えば月給が35万円以上37万円未満なら、標準報酬月額を36万円として計算します。保険料の決定以外に、傷病手当金や出産手当金等の給付金額の決定にも用いられます（この場合には直近12ヵ月の標準報酬月額を平均した額を用いる）。

※標準報酬月額表はホームページに掲載しています。
 ※任意継続および特別退職被保険者の標準報酬月額は別途定められています。

産前産後休業、 育児休業等の特例

産前産後休業および育児休業期間中の保険料については、事業主（会社）からの申し出により、被保険者本人分だけでなく、事業主負担分についても免除となります。なお、それぞれ休業終了後に勤務に復帰し、短時間勤務等により報酬が下がった場合には、被保険者の申し出（会社経由）により、標準報酬月額が決め直されます（標準報酬改定の特例：「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」）。



賞与から納める保険料額

$$\text{標準賞与額} \times \text{保険料率}$$

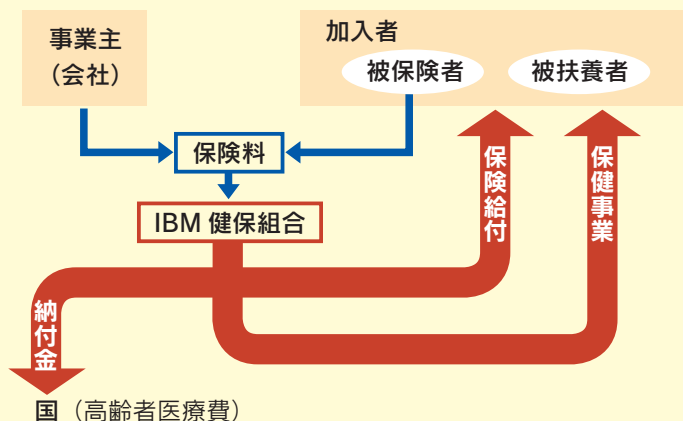
「標準賞与額」とは、みなさまの賞与額から1,000円未満を切り捨てた額で、保険料率は毎月の給与の場合と同じです。ただし、1年間（その年度）に支給される賞与の累計額は573万円を上限とします。

年3回まで支払われる賞与についても、毎月の給与と同様に保険料を納めます。

**賞与（ボーナス）からも
保険料を納めます**

大切な保険料は主に加入者と 高齢者の医療費に充てられます

みなさまと事業主から納めていただいた保険料は、その大部分が加入者のみなさまの医療費の支払い（保険給付）と、高齢者の医療費に充てるための納付金（後期高齢者支援金および前期高齢者納付金）として国に拠出されます。そのほか、健診をはじめとする疾病予防事業など、みなさまの健康管理をバックアップするための保健事業などに使われます。



話題の **最新** Column

「かかりつけ薬剤師」と「健康サポート薬局」を活用しましょう

2016年4月から「かかりつけ薬剤師」の制度が実質的にスタートし、また「健康サポート薬局」についても法令上位置づけられることになりました。健康サポート薬局については、都道府県知事等への届出が10月から始まったため、最近になってその旨表示される薬局を見かけるようになった方も多いのではないのでしょうか。ここでは、これらのメリットや活用のしかたについてご紹介します。

🌿 かかりつけ薬剤師のメリット

- 患者一人ひとりの処方薬や市販薬、サプリメント等を担当の薬剤師がすべて把握して重複を防ぐほか、服用の際の注意点をアドバイスしてくれます。
- 服薬後の経過をチェックし、体調などの変化をみながら必要に応じて医療機関への連絡が行われます。
- 夜間や休日など、閉局後でも薬に関する相談が受けられます。



🌿 かかりつけ薬剤師をもつには

薬局でかかりつけ薬剤師を指名し、同意書に署名することが必要です。なお、かかりつけ薬剤師から処方薬を調剤して

もらう場合は、「かかりつけ薬剤師指導料」として、通常よりも60～100円（3割負担の場合）を追加負担します。

🌿 健康サポート薬局とは

かかりつけ薬剤師のメリットにある「かかりつけ薬局」としての機能に加えて「健康サポート機能」をもち、都道府県知事等に届け出た薬局が標榜できるようになっています。今のところ、決められたマークや看板はありませんが、日本薬剤師会では統一的なマークについて現在検討を進めているようです。

★健康サポート機能…要指導医薬品*等の取扱いやアドバイス、健康相談の実施、地域の関係機関と連携して受診勧奨や紹介を行うなど、健康の保持・増進を積極的に支援する機能のこと。

*市販薬のうち、医療用から移行（スイッチ）したばかりで、リスクが確定していない医薬品（＝スイッチ直後品目）